

平成24年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
平成24年12月5日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成24年12月5日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成24年12月5日 午後1時28分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	10	武谷保正		11	宇田川亮	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成24年第6回鞍手町議会定例会議事日程

12月5日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第81号 地方独立行政法人くらて病院への職員の引継ぎに関する条例
- 日程第4 議案第82号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例
- 日程第5 議案第83号 鞍手町道路構造の基準に関する条例
- 日程第6 議案第84号 鞍手町道路標識の寸法に関する条例
- 日程第7 議案第85号 鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
- 日程第8 議案第86号 鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例
- 日程第9 議案第87号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第10 議案第88号 鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第11 議案第89号 鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第90号 鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例
- 日程第13 議案第91号 鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例
- 日程第14 議案第92号 専決処分の承認（平成24年度鞍手町一般会計補正予算第5号）
- 日程第15 議案第93号 平成24年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第94号 平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第95号 平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第96号 平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第97号 平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第98号 地方独立行政法人くらて病院に承継させる権利について
- 日程第21 議案第99号 地方独立行政法人くらて病院中期目標

- 日程第22 議案第100号 福岡県市町村災害共済基金組合同規約の変更について
- 日程第23 議案第101号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散について
- 日程第24 議案第102号 福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第25 発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例

平成24年12月5日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

まず、議会開会前に、執行部より報告がありますのでお受けいたします。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今議会の招集につきましては、11月30日付けで告示し、同日付けで議案を送付いたしました。

これは町長の判断及び指揮により行ったものであり、町長自らが意思決定し、職務権限を行使出来る状況では、職務代理者を設置してきておりません。

しかし本日、町長の容体が急変したとの連絡を受けました。現状としては町長自らが意思決定出来る状況ではないと思われまます。従って、町長が送付された議案に係る議会对応につきましては、私が代理人として対応させて頂きたく、ご理解頂きますようお願いいたします。

開議 13時02分

○議長 川野 高實君

只今から平成24年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町長に代わりまして地域包括支援センターの市町村への移行について行政報告いたします。地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、平成18年度から福岡県介護保険広域連合では、支部を単位として設置運営されてまいりました。

しかし、平成24年度の介護保険制度改正で、地域に於ける介護、予防、生活支援、医療、住まいの一体的提供を目的とした地域包括支援システムの推進が盛り込まれたことにより、各市町村が実施している介護予防事業や、様々な高齢者施策との連携を、より緊密に行うことが必要となりました。

このことから、より効果的なシステム構築と推進を可能とするため広域連合では、今後は地域包括支援センターを市町村単位で設置、運営することとされ、設置の体制が整った支部から順次移行することとなりました。

鞍手支部におきましては、1市2町で協議の結果、平成25年度から移行することとなりましたので、本町におきましては福祉人権課の所掌事務に組み入れ、総合福祉センター内に設置することといたしました。また移行後の地域包括支援センターにつきましては、市町村が運営主体となりますが、広域連合から市町村包括の運営費が各市町村に配分されますので、これを財源として運営いたします。

住民の皆様には町広報紙等によりお知らせすることといたしております。

以上、地域包括支援センターの市町村への移行について行政報告を終わります。

**○議長 川野 高實君**

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されています工事請負契約状況報告書と、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により、議長に於いて10番議員 武谷保正君及び11番議員 宇田川亮君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月19日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第81号から日程第9 議案第87号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長 本松 吉憲君**

日程第3 議案第81号から日程第10 議案第87号までの7件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第81号は、地方独立行政法人くらはて病院への職員の引継ぎに関する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人法の規定に基づき、本町の病院事業及び介護老人保健施設事業の職員を地方独立行政法人くらはて病院に引き継ぐことに関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第4 議案第82号は、地方独立行政法人くらはて病院の重要な財産に関する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人くらはて病院が保有する財産を譲渡又は担保に供しようとするときに、設立団体の長の認可を受けなければならない重要な財産を定めるものであります。

次に、日程第5 議案第83号は、鞍手町道路構造の基準に関する条例であります。本条例は、道路法の一部改正により、町が道路管理者である町道に関する道路の構造の技術的基準について条例を定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第6 議案第84号は、鞍手町道路標識の寸法に関する条例であります。

本条例は、道路法の一部改正により、町が道路管理者である町道に関する道路標識の寸法について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第7 議案第85号は、鞍手町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例であります。

本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定公園施設の設置基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第8 議案第86号は、鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例であります。

本条例は、下水道法の一部改正に伴い、鞍手町公共下水道の構造の技術上の基準等に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、日程第9 議案第87号は、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例であります。

本条例は、水道法の一部改正に伴い、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上が日程第3 議案第81号から日程第9 議案第87号までの7件の提案説明であります。ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第10 議案第88号 及び日程第11 議案第89号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

#### ○副町長 本松 吉憲君

日程第10 議案第88号 及び日程第11 議案第89号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第88号は鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人化に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらて病院の設置に伴い、病院事業及び介護老人保健施設事業に関することの削除及び地方独立行政法人に関することの追加等の整備を要する7件の町条例を一括して改正するものであります。

次に、日程第11 議案第89号は、鞍手町都市公園条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、都市公園法の一部改正により、都市公園の設置に関する基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

以上が日程第10 議案第88号及び日程第11 議案第89号の2件の提案説明であり

ます。ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第 1 2 議案第 9 0 号及び日程第 1 3 議案第 9 1 号の 2 件を一括して議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長 本松 吉憲君**

日程第 1 2 議案第 9 0 号及び日程第 1 3 議案第 9 1 号の 2 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 2 議案第 9 0 号は、鞍手町病院事業の設置に関する条例等を廃止する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらて病院の設立に伴い、鞍手町病院事業の設置に関する条例外 2 件を廃止するものであります。

次に、日程第 1 3 議案第 9 1 号は、鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例等を廃止する条例であります。

本条例は、地方独立行政法人くらて病院の設立に伴い、鞍手町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例外 2 件を廃止するものであります。

以上が日程第 1 2 議案第 9 0 号及び日程第 1 3 議案第 9 1 号の 2 件の提案説明であります。ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第 1 4 議案第 9 2 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長 本松 吉憲君**

日程第 1 4 議案第 9 2 号の 1 件について提案説明を申し上げます。

日程第 1 4 議案第 9 2 号は専決処分の承認(平成 2 4 年度鞍手町一般会計補正予算第 5 号)であります。

本補正予算は、1 1 月 1 6 日に衆議院が解散し、1 2 月 1 6 日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることから、1 1 月 1 9 日付けで専決処分したものであります。

歳入歳出それぞれ 8 6 8 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 6 6 億 3 0 4 万 4 千円としました。

以上が日程第 1 4 議案第 9 2 号の提案説明であります。

ご審議の上ご承認の程よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第15 議案第93号から日程第19 議案第97号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長 本松 吉憲君**

日程第15 議案第93号から日程第19 議案第97号までの5件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第93号は、平成24年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。本補正予算は、依願退職に伴う退職手当や病院事業会計への後期分の繰出金等の追加を行う一方で、県事業である西川改修事業におけるたぶ木橋の架け替え工事が次年度以降になることに伴う本町負担金の減額や、過疎対策事業債の減額に伴う対象事業費減額等の補正予算を行うものであります。歳入歳出それぞれ3869万4千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ66億4173万8千円としました。

次に、日程第16 議案第94号は、平成24年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、医療機関へ支払う保険給付費、共同事業拠出金、諸支出金、国庫支出金等の補正を行うものであります。歳入歳出それぞれ5653万7千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ23億3529万9千円としました。

次に、日程第17 議案第95号は、平成24年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、国庫補助金の減額に伴い、委託料、工事請負費、補償費の減額等の補正を行うものであります。歳入歳出それぞれ7951万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億5029万1千円としています。

次に、日程第18 議案第96号は、平成24年度鞍手町病院事業会計補正予算第1号であります。本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、収入や支出等の調整を行った結果、収入の総額を27億7906万4千円、支出の総額を27億7725万7千円とし、収支差引180万7千円の利益を計上しています。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、一般会計負担金の後期分に伴う収支等の調整を行った結果、収入の総額を1億4852万2千円、支出の総額を2億5228万円とし、収支差引不足額1億375万8千円となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしています。

次に、日程第19 議案第97号は、平成24年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第1号であります。本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、入所者や通所者の利用者数変更に伴う収支との調整を行った結果、収入の総額を3億645



6万2千円、支出の総額を3億5902万2千円とし、収入差引554万円の利益を計上しています。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、収入の総額を13万5千円、支出の総額を2334万5千円とし、収入差引不足額2321万円となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保資金から補填することとしています。

以上が日程第15 議案第93号から日程第19 議案第97号までの5件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第20 議案第98号及び日程第21 議案第99号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長 本松 吉憲君**

日程第20 議案第98号及び日程第21 議案第99号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第98号は、地方独立行政法人くらはて病院に承継させる権利についてであります。

本議案は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人くらはて病院に承継させる権利に係る公有財産、物品、債権等を定めるものであります。

次に、日程第21 議案第99号は、地方独立行政法人くらはて病院中期目標であります。

本中期目標は、設立団体の長である町長が法人の達成すべき業務運営に関する目標を定め、同法人に指示するものであり、同法人が策定する中期計画の指針となるとともに、業務実績評価の基準となるものであります。

以上が日程第20 議案第98号及び日程第21 議案第99号の2件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第22 議案第100号から日程第24 議案第102号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長 本松 吉憲君**

日程第 2 2 議案第 1 0 0 号から日程第 2 4 議案第 1 0 2 号までの 3 件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 2 議案第 1 0 0 号から日程第 2 4 議案第 1 0 2 号までは、福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う関連議案であります。

本組合は、県内の市町村が災害に関する費用に充てるため、互助共済方式によって行う積立金等に関する事務を目的として昭和 4 8 年に設立されましたが、災害復旧に係る国の財政支援が充実され、設立所期の目的は達成されたことから、本年度末までで解散することとなりました。

解散するにあたり、解散後の事務処理を行うための規約の変更、組合解散議案及び財産処分に関する議案について県内構成市町村議会の承認を得るものであります。

以上が日程第 2 2 議案第 1 0 0 号から、日程第 2 4 議案第 1 0 2 号までの 3 件の提案理由であります。

ご審議の上ご承認の程よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に進みます。

日程第 2 5 発委第 1 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

**○ 1 1 番 宇田川 亮君**

発委第 1 号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 5 日提出

議会運営委員会委員長 宇田川 亮

提案説明

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部が改正されたこと及び鞍手町立病院及び鞍手町介護老人保健施設の地方独立行政法人くらすて病院への移行に当たり、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）の規定に基づき、条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。以上。

**○議長 川野 高實君**

これから質疑を行います。

発委第 1 号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第 1 号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号 鞍手町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第1号は原案のとおり可決されました。

この際、休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時28分